

OA 機器の購入及びリース等に係る契約に関する検討事項（案）

OA 機器を対象とした契約は、今般の提案募集において応募があった契約類型である。

1. 調達の現状

平成 14～18 年度における国等の機関のコピー機等の調達量は年間約 1 万 4 千～1 万 7 千台、プリンタ等の調達量は約 5 万～6 万台で推移している。これらの機器は、グリーン購入法の特定調達品目であることから、機器単体の環境性能については規定されているが、調達量に顕著な増減傾向はみられない状況にある¹。

一般的に、国等の機関におけるこれらの機器の契約方法は、調達台数を指定した複数年のリースで、付随する保守管理を併せて価格競争入札で発注するケースが多く、機器が高速化・高機能化する中、必ずしも利用状況や要求される性能を把握・分析した上で調達されているとは言い難いと考えられる。

2. 必要性和意義

平成 18 年度における政府の電気使用量は、約 1,782 百万 kWh で、基準年（平成 13 年度）に比べ 3.1%増加しており、面積当たり使用量は 110.7kWh/m² で、基準年に比べ 2.5%の減少にとどまっている²。

また、オフィスにおける電気使用量のうち、パーソナルコンピュータやコピー機、プリンタ等の OA 機器は、電気使用量の相当程度の割合を占めており³これらの省エネルギー（省 CO₂）は重要な課題となっている。このような中、民間企業等においては、利用者の適切な作業能率を確保し、機器の設置台数や配置を最適化する例が増えている。

そこで、国等の調達において、OA 機器の中でも配置を考慮することにより使用電力量の大幅な削減を見込むことのできる機器⁴を対象として環境に配慮した契約を検討する。

国等を取り巻く厳しい財政事情も踏まえると、OA 機器について、単に定常的な機

¹ グリーン購入法に基づく調達実績（平成 14 年度～平成 18 年度）

² 地球温暖化対策推進本部幹事会（第 23 回）資料 2-1「平成 18 年度の政府の温室効果ガス排出量等について」

³ （財）省エネルギーセンターの「オフィスのエネルギー消費構造」によると、OA 機器等のコンセントにより消費されるエネルギー量は全体の 21%（http://www.eccj.or.jp/office_bldg/02.html）

⁴ パーソナルコンピュータは、一人がほぼ一台ずつ使用しているため、最適配置による削減は見込めないため、対象外とする（購入等に際しては、グリーン購入法の判断の基準を適用）。

器の入れ替えを行うのではなく、利用状況や要求性能、環境負荷の低減や、機器の購入及びリース等の直接費用、スペースコスト等の間接費用等の様々な観点を考慮した調達を行う必要があると考えられ、こうした発注・契約においては、機器の最適配置を含めた民間のノウハウを活かすことが適切と考えられる。

そもそも OA 機器調達の本旨は機器の設置そのものではなく、コピー等のサービスを楽しむことであり、調達者側も単に台数を指定した調達ではなく、利用状況・要求性能を考慮した調達に契約方法を変えていくことが必要と考えられる。

なお、機器調達者の排出としてカウントされる温室効果ガスは、電気の使用に伴う排出のみであるが、使用時の電力以外の排出も相当程度大きいことから、国内全体で見ると、使用時の電力由来のみではなく、各段階における排出を考慮する必要がある。

3. 基本的な考え方

本契約方式は OA 機器の調達に係る契約に適用するものであり、調達に当たっては、購入、リース・レンタル及び保守費用のみならず、使用や製造に伴い排出される温室効果ガス排出量も大きいことから各段階における環境負荷も考慮して総合的に評価する。

本契約方式の基本的考え方は、以下のとおり。

① 対象

- ・ 対象機器は、グリーン購入法における「コピー機等」（コピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機）及び「プリンタ等」（プリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機）とする。
- ・ 対象となる契約は、上記機器の調達について入札に付する契約で、具体的には、コピー機等、プリンタ等の購入及びリース・レンタルと、それに付随する保守等とする。

② 契約方式

- ・ 入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格及び環境性能を総合的に評価し、最も評価の高い案を提示した者と契約を締結する総合評価落札方式を採用する。

③ 個々の製品の環境基準

- ・ 個々の製品は、グリーン購入法の特定調達品目の判断の基準がある場合はその基準を満足することが前提条件となる。

④ その他

- ・ 発注に当たっては、応札しようとする事業者に対し、調達者は必要な情報

を提供するものとする。

- ・ 個別の入札の具体的な条件については、機器の使用状況等を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。

4. 基本方針等の検討に当たっての論点

検討に当たっての課題・検討点は、以下のとおり。

(1) 対象とする OA 機器の範囲

最適配置を行うことによって、使用電力量の削減と、台数削減による製造時の環境負荷の削減が見込むことのできるコピー機等及びプリンタ等を対象範囲と考えている。

(2) 本契約方式（総合評価落札方式）を適用する範囲

最適配置の効果、調達事務の効率性の観点から、現状の機器台数や使用枚数等により、事業所の規模を限定する必要があると考えられる。

(3) 総合評価落札方式の加算点の評価項目

たとえば、具体的な評価項目として下記のような項目が考えられる。

① 機器のリユース、リサイクル性能

循環型社会形成推進基本法における 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の考え方により、リサイクルよりリユースを優先して評価する。

② 機器の最適配置

使用段階における環境性能を評価する。用途に応じた機種を選択を含み、提案された機器の削減による環境負荷低減効果を評価する。

なお、機器の削減により利用者の作業能率が損なわれないような最適なバランスを確保できるような措置が必要となる。

③ 機器の使用状況の把握と運用改善

使用状況を把握し、運用について改善を助言する仕組みを評価する。

(4) 発注に当たって調達者が提示すべき情報

事業者の創意工夫を活かすために、発注に当たっては、調達者は情報提供を充実させる必要がある。情報提供すべき項目としては、たとえば、現行の機器配置状況（レイアウト図を含む）、機器の構成、更新可能な機器の種類・数量、現行の機器の使用状況（たとえば、平常時の月間コピー枚数・プリント枚数、ピーク時の 1 日コピー枚数（1 時間単位）、利用人数等）等が考えられる。